

# 事業者間遠隔点呼の制度化に向けた 最終とりまとめについて

令和6年度 第3回「運行管理高度化ワーキンググループ」

- 令和7年1月末時点で、事業者間遠隔点呼は23329回実施されている。
- 事業者間遠隔点呼について、現在のところ大きなトラブルは報告されていない。
- 特に業務前の点呼で事業者間遠隔点呼が活用される傾向がある。

## 令和5年度の実施状況および令和6年度の先行実施の申込及び実施状況

申込時期		資本関係あり				資本関係なし			
		貨物	乗合	貸切	乗用	貨物	乗合	貸切	乗用
令和5年度	申込組数	5組	—	—	—	1組	—	2組	4組
	点呼回数 <sup>*2</sup>	業務前： 3210回 業務後： 1278回	—	—	—	業務前： 2239回 業務後： 120回	—	業務前： 1777回 業務後： 944回	業務前： 2452回 業務後： 19回
令和6年度	申込組数 <sup>*1</sup>	2組	—	—	1組	7組	3組	—	9組
	点呼回数 <sup>*2</sup>	業務前： 370回 業務後： 180回	—	—	実施準備中	業務前： 314回 業務後： 156回	業務前： 73回 業務後： 73回	—	業務前： 5122回 業務後： 5002回

\*1：1月末時点で開始していない者を含む。

\*2：1月末までの実施回数として、2月25日までに事務局に報告があった回数

事業者間の関係として、

- 代表者が親族であり、相互に役員を務めている
- 元々同じグループの傘下であった
- 会社同士の関係はないが、配車を共通化している
- ドライバー出向等で業務提携している
- 経営者同士のつながりがある

等が挙げられる

- 多くの要件は現行の遠隔点呼の要件を流用可能であるが、事業者間ということ鑑み、以下の項目について検討を行い、必要となる要件の検討を実施してきた。

## 業務の流れ

## 検討・検証項目

## 検討・検証する内容

業務の流れ	業務内容	検討・検証項目	検討・検証する内容
点呼前の準備	点呼を行う運行管理者の手配	機器・システムの故障時の対応	機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法 ※異なる事業者では連絡がスムーズにできない可能性があるため
	乗務不可時の交替運転者の用意		
	機器・システム・施設の準備		
業務前点呼	本人確認	アルコール検知器使用時における不正の防止	運転者以外による呼気の吹き込みなどのなりすまし等の不正の防止 ※異なる事業者では「人違い」を見抜けない可能性があるため
	携行品の確認		
	酒気帯びの確認		
	健康状態の確認	車両の整備管理の維持	車両の整備管理を、整備管理者と連携して維持する方法 ※運行に携わる運行管理者と整備管理者の所属事業者が異なるため
	日常点検結果の確認		
	運転特性の注意		
	安全確保のための必要な指示		
	乗務可否の判断	運行管理者の遠隔地の運行経路に関する知識不足への対応	運行管理者の運行経路に関する知識不足による、伝達内容の形骸化の防止 ※運行する経路が全く異なる可能性があるため
	点呼結果の記録・伝達		
	運行中	運行中	点呼に必要な情報の共有・確認
本人確認			
業務後点呼	酒気帯びの確認	乗務不可の場合の運行停止措置	乗務不可の最終決定を判断すべき運行管理者（運転者の所属営業所の運行管理者or点呼を執行した運行管理者） ※異なる事業者では、責任関係がより厳密に求められるため
	道路状況報告		
	携行品の回収	運行中の動態管理・事故対応	運行中の動態管理や事故対応に関して、責任をもつべき事業者 ※異なる事業者では、責任関係がより厳密に求められるため
	苦情等確認		
	異常の有無の確認		
	勤務の確認		
	点呼結果の記録・伝達		
	点呼結果の記録の管理		

## ご意見

- 点呼は、いかに形骸化させないかが重要である。対価が発生しているため点呼の質が上がったという事業者からの意見もあるが、その緊張感を持続させるためには、**委託者の想定通りに点呼が実施されているかを委託者と受託者の間で定期的に確認**することも一案である。

## 対応方針



- 委託営業所は、受託営業所に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているかについて定期的に調査するとともに、是正すべき事項がある場合は、受託営業所に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をしなければならないことを運用上の遵守事項に追加します。

## 制度化に向けた要件等のとりまとめ方針

- 事業者間遠隔点呼において想定される課題等に対し、**運行管理業務の确实性を担保するために必要な機器・システムが満たすべき要件**及び**運営上の遵守事項等**についてとりまとめる。
- 事業者間遠隔点呼の実施は、同じ種別の事業者間(一般貨物なら一般貨物同士、一般乗用なら一般乗用同士等)で実施できるものとする。

### [事業者間遠隔点呼の确实性に関する基本的な考え方]

点呼は輸送の安全を担う運行管理の要であって、その**确实性が損なわれるものであってはならない**。  
令和3年より同一事業者内(完全子会社含む)での遠隔点呼が制度化され、運用がなされているが、昨今の運行管理者不足等から事業者間での遠隔点呼のニーズは高い。

事業者間遠隔点呼では、高度な機器を活用し、点呼の記録を確実に残すことで、点呼を受委託し、他事業者の運転者に受託した運行管理者が点呼を行うことになるが、従来の**対面点呼と同等の确实性が担保されるものでなければならない**。

これを踏まえ、自動車運送事業者が点呼の确实性を確保した上で事業者間遠隔点呼を実施するために、「事業者間遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件」、「事業者間遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件」、「運用上の遵守事項」を設定する。

なお、事業者間遠隔点呼に係る点呼の実施違反、記録違反等の違反行為に対する行政処分は、個別具体的な事例に応じ、受託営業所又は委託営業所を対象とすることとする。

- 例)・正当な理由なく受託営業所が事業者間遠隔点呼を実施しなかった、点呼の実施記録に係る記載不備があった → 受託営業所が対象  
・委託営業所の運転者が計画していた事業者間遠隔点呼を受けずに運行した → 委託営業所が対象

[事業者間遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

## 1. 事業者間遠隔点呼に関する基本要件

- ★ ① カメラ、モニター等によって、点呼を受託する運行管理者又は補助者（以下「受託点呼実施者」という。）が点呼を委託した営業所に所属する運転者（以下、「被受託点呼者」という。）の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおその状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること。
- ★ ② カメラ、モニター等によって、受託運行管理者等が点呼を委託した営業所に所属する運転者又は特定自動運行保安員（以下「被受託点呼者等」という。）の顔の表情及び全身を随時明瞭に確認できる機能を有すること。
- ★ ③ 被受託点呼者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに受託点呼実施者が測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。

## 2. なりすましの防止

- ★ ① 事前に登録された受託点呼実施者以外の者が点呼を執行できないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。
- ★ ② 事前に登録された被受託点呼者等以外の者が点呼を受けられないように個人を確実に識別できる生体認証機能（顔認証、静脈認証、虹彩認証等）を有すること。

[事業者間遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

### 3. 運行管理者等が確認すべき情報の表示

- ★ ① 下記の点呼に必要な情報について、点呼を受委託する営業所等間（以下「受委託営業所間」という。）で共有し、点呼時に受託点呼実施者が確認できる機能を有すること。  
 （点呼に必要な情報）  
 1. 日常の健康状態 2. 労働時間 3. 指導監督の記録 4. 運行に要する携行品  
 5. 乗務員等台帳の内容 6. 過去の点呼記録 7. 車両の整備状況
- ★ ② 受託点呼実施者が、被受託点呼者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおその状況を、平常時と比較して確認ができる機能を有すること。
- ★ ③ 受託点呼実施者が、被受託点呼者が運行に使用する車両の日常点検の結果を確認できる機能を有すること。
- ★ ④ 受託点呼実施者が、点呼を委託した営業所に所属する特定自動運行保安員（以下、「被受託点呼特定自動運行保安員」という。）が従事する特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認結果を確認できる機能を有すること。
- ★ ⑤ 受託点呼実施者が、被受託点呼者等に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。

[事業者間遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

## 4. 点呼結果、機器故障時の記録



- ① 点呼を受けた被受託点呼者等ごとに、次に掲げる点呼結果を電磁的方法により記録し受委託営業所間で共有できること、かつその記録を1年間保持する機能を有すること。

【業務前点呼の場合】

- (1) 受託点呼実施者及び被受託点呼者等の氏名
- (2) 被受託点呼者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- (3) 点呼の日時
- (4) 点呼の方法
- (5) 被受託点呼者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果
- (6) 被受託点呼者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画
- (7) 被受託点呼者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無に関する確認結果
- (8) 被受託点呼者が運行に使用する車両の日常点検の確認結果
- (9) 受託点呼特定自動運行保安員が従事する特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認結果
- (10) 受託点呼実施者が、被受託点呼者等に対し伝える指示事項
- (11) 受託点呼実施者が乗務不可と判断した際、乗務不可と判断した理由及び代替の措置内容
- (12) 営業所、車庫以外で事業者間遠隔点呼を行った場合は、被受託点呼者等が点呼を受けた場所
- (13) その他必要な事項



[事業者間遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

## 4. 点呼結果、機器故障時の記録

- ★ ① 点呼を受けた被受託点呼者等ごとに、次に掲げる点呼結果を電磁的方法により記録し受委託営業所間で共有できること、かつその記録を1年間保持する機能を有すること。
  - 【業務後点呼の場合】
  - (1) 受託点呼実施者及び被受託点呼者等の氏名
  - (2) 被受託点呼者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
  - (3) 点呼の日時
  - (4) 点呼の方法
  - (5) 被受託点呼者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果
  - (6) 被受託点呼者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画
  - (7) 被受託点呼者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
  - (8) 交替被受託点呼者等に対する通告
  - (9) 営業所、車庫以外で事業者間遠隔点呼を行った場合は、被受託点呼者等が点呼を受けた場所
  - (10) その他必要な事項

\* 業務途中点呼に係る項目は本資料では省略する

## [事業者間遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

- ★ ② 当該機器の故障が発生した際、故障発生日、時刻、故障内容を電磁的方法により記録し、その記録を1年間保持できる機能を有すること。
- ★ ③ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録の修正ができないこと、又は修正をした場合であっても修正前の情報が残り消去できない機能を有すること。
- ★ ④ 電磁的方法にて記録された点呼結果、機器の故障記録を出力できること。出力については点呼簿の様式だけでなく、機器・システムで保存された内部形式のまま大量一括に、CSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。

## [事業者間遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

### 施設・環境要件

- ★ ① カメラ、モニター等によって、受託点呼実施者が被受託点呼者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおその状況を確認できるように環境照度が確保されていること。
- ★ ② なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び所定の場所以外で事業者間遠隔点呼が実施されることを防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、受託点呼実施者が、被受託点呼者等の全身を事業者間遠隔点呼実施中又は終了後に明瞭に確認することができること。
- ★ ③ 事業者間遠隔点呼が途絶しないように、必要な通信環境を備えていること。
- ★ ④ 受託点呼実施者と被受託点呼者等の対話が妨げられることのないように、必要な通話環境が確保されていること。

## [運用上の遵守事項]

### 1. 事業者間遠隔点呼実施に係る申請

- ① 事業者間遠隔点呼を実施しようとする事業者は、事業者間遠隔点呼実施営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に、事業者間遠隔点呼実施前までに必要事項を記載した申請書を提出すること。また、管轄の運輸支局長等を経由して管轄の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下に同じ。）に対し、管理受委託許可申請書\*を提出すること。
- ② 提出した申請書の記載内容を変更しようとする事業者は、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に事業者間遠隔点呼の変更に係る届出書を提出すること。また、管轄の運輸支局長等を経由して管轄の地方運輸局に対し、受委託事項変更届出を行うこと。
- ③ 事業者間遠隔点呼の実施を終了しようとする事業者は、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に事業者間遠隔点呼の終了に係る届出書を提出すること。また、管轄の運輸支局長等を経由して管轄の地方運輸局に対し、管理受委託終了届出を行うこと。

\*:管理受委託許可申請書の提出時に管理の(a)受委託契約書の写し、(b)管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書面の提出を求める。なお、(a)(b)に関してはひな形の書面を整備し、公表することとする。

## [運用上の遵守事項]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

### 2. 運行管理者等に係る遵守事項



① 事業者間遠隔点呼を行う受託点呼実施者は、地理情報や道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。



② 事業者間遠隔点呼を行う受託点呼実施者は、面識の無い被受託点呼者等に対し事業者間遠隔点呼を行う場合には、被受託点呼者等の顔の表情、健康状態及び適性診断結果、その他の事業者間遠隔点呼を実施するために必要な事項について、事前に被受託点呼者等と対面又はオンラインで面談する機会を設け、確認すること。



③ 事業者間遠隔点呼を行う受託点呼実施者は、事業者間遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の事業用自動車の位置の把握に努めること。



④ 事業者間遠隔点呼を行う受託点呼実施者は、被受託点呼者等が携行品を保持又は返却したことを確認すること。

### 3. 非常時の対応



① 事業者間遠隔点呼を行う受託点呼実施者が業務前の点呼の結果、被受託点呼者等が運行の業務に従事することができないと判断した際、その旨及び理由を当該被受託点呼者等に説明するとともに、直ちに委託営業所の運行管理者等に連絡すること。委託営業所は、代替措置を講ずることができる体制を整えること。



② 当該機器の故障等で事業者間遠隔点呼の実施が困難になった場合は、直ちに委託営業所の運行管理者等に連絡すること。この場合、委託営業所は、委託営業所の運行管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を実施できる体制を整えること。

## [運用上の遵守事項]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

### 4. 情報共有に係る事項

- ★ ① 事業者間での点呼に必要な情報を共有するにあたり、必要な個人情報取扱い等の契約が受委託営業所間で締結されていること。
- ★ ② 被受託点呼者等、受託点呼実施者の認証機能に必要な生体情報、被受託点呼者等の健康状態確認のために必要な生体情報等、個人情報を扱う場合には、事業者が対象者から同意を得ること。
- ★ ③ 事業者は、事業者間遠隔点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者や運転者等の関係者に周知すること。
- ④ 事業者間遠隔点呼を行う場合にあっては、あらかじめ、受託点呼実施者と被受託点呼者等の属する営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。

## [運用上の遵守事項]

★ : 同一事業者内遠隔点呼の要件を準用

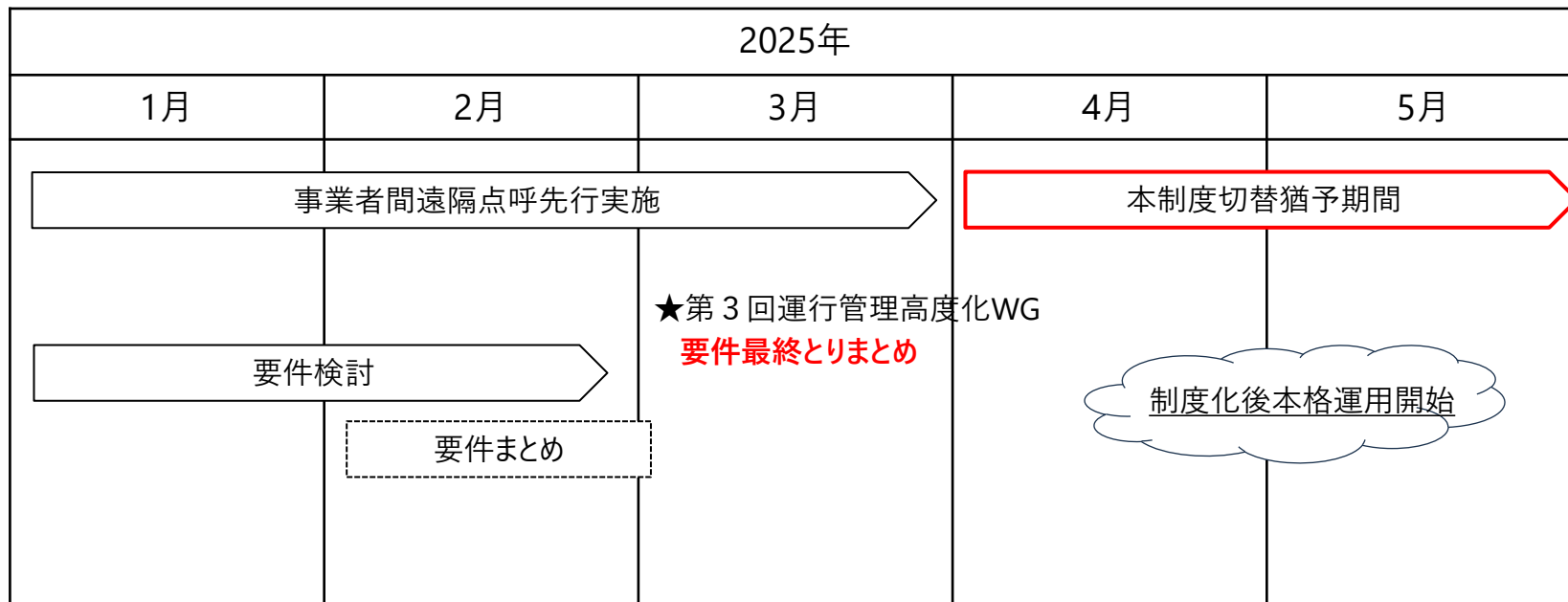
### 5. その他

- ① 委託事業者は、長期間（おおむね1ヶ月以上）事業者間遠隔点呼のみを受け、被受託点呼者等の所属元の運行管理者等と対面しない被受託点呼者等に対しては、1ヶ月に1回程度は対面等で当該被受託点呼者等と直接会話することにより、健康状態を把握するとともに、指導監督を適切に行うことにより、当該被受託点呼者等の安全運転の遵守等に努めること。
- ② 点呼時に被受託点呼者の健康状態を確認する際、顔の表情や話し方、運転者の自己申告の結果から総合的に判断することが想定されるが、当日の体温、血圧等のバイタルデータの測定結果を平常時の値と比較して判断することが望ましい。
- ③ 委託営業所は、受託営業所に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているかについて定期的に調査するとともに、是正すべき事項がある場合は、受託営業所に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をしなければならない。

[補足]5.その他①②については「事業者間遠隔点呼」のみならず、「同一事業者内遠隔点呼」についても同じことが言えるため、今回の改正で織り込みを検討

- 本日の議論結果を元に制度化に向けた作業を進めていく。
- 先行実施事業者に対しては、実施期間が令和7年3月31日までとなっていることから、制度化切替までの猶予期間として、令和7年12月までの実施を認めることとする。

## スケジュール案





論点 事業者間遠隔点呼の制度化に向けた要件について

事業者間遠隔点呼の要件のとりまとめ（案）（機器・システムが満たすべき要件、施設・環境要件、運用上の遵守事項）は適切か。

今後の進め方は適切か。